

仕様書

1. 業務委託名

南海トラフ巨大地震防災行動計画作成業務委託

2. 委託目的

精華町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。また、令和6年8月には「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、令和7年1月には政府地震調査委員会は、南海トラフ地震の30年以内の発生確率を70%～80%から80%程度へと修正(引き上げ)した。

本業務は、これらの状況を踏まえて、南海トラフ巨大地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際、精華町の実効性ある対応に役立てるため、掲題に示す計画の作成を委託するものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

4. 業務委託形態

発注者(精華町)(甲)と受注者(乙)の二者契約とする。

5. 関係法令等

乙は、本業務の実施にあたり、次に示す最新の関係法令等を遵守しなければならない。

- 1) 災害対策基本法
- 2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- 3) 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン（第1版）
- 4) 地方都市等における地震対応ガイドライン
- 5) 京都府地域防災計画
- 6) 精華町地域防災計画(※1)
- 7) 精華町大規模震災時の防災行動計画(作成中)(※2)

(※1)成果品の内容面の検討に当たり主として確認する資料

(※2)成果品の外形面で見本・参考にする資料

6. 成果品

(1)名称

南海トラフ臨時情報巨大地震警戒発表時の防災行動計画

(2)構成

- ・表紙
- ・目的・構成等
- ・総括表(時期ごとの主なタスクをまとめたもの)
- ・各課室の役割分担(時期ごとのタスクと担当する課室等をまとめたもの)
- ・その他(必要に応じ)

(3)含ませる内容

- ・時期別：該当の地震発生-南海トラフ地震臨時情報(調査中)-巨大地震警戒の発表-解除
- ・事項別：「精華町地域防災計画 地震対策計画編、事故対策計画編」(令和7年3月・精華町防災会議)の南海トラフ3P-南海トラフ6Pに記載した「②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置」に示す内容。他は必要に応じ。
- ・組織別：精華町役場内部課室、他は必要に応じ。

(4)媒体・部数等

- ・印刷物：部数は5部、サイズはA4又はA3、概ねの頁数は5-10程度を想定。コート紙を使用し両面フルカラーで印刷。
- ・電子データ：編集可能な形式(パワーポイント及びエクセル等)及びPDF。

7. 成果品に向けた作業の進め方

(1)打合せ(契約締結後速やか)

甲は、作業の進め方等について、対面又オンラインにより乙へ説明する。

乙は、後日作業スケジュールを作成し、メールにより甲へ提供する。

(2)1次案の作成

乙は、打合せ内容等を踏まえ案を作成し、メールにより甲へ提供する(※3)。

甲は、案を確認し、必要に応じ乙へ修正を指示する。

(3)役場内の照会(11月上旬頃～下旬頃)

甲は、案について役場内の関係課室へ意見照会する。

甲は、意見を踏まえ、要修正点を明らかにする。

(4)2次案の作成・完成

乙は、要修正点等を踏まえ案を作成し、メールにより甲へ提供する。

甲は、案を確認し、必要に応じ乙へ修正を指示する。

甲は、仕様書等を踏まえ、完成とした場合は乙へ連絡する。

(※3)精華町防災会議(11月中旬)に使用するため、10月中旬時点で、作業中の案について、メールにより甲へ提供する。

8. 成果品の帰属等

成果品に関する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

9. 納品期限

令和8年3月9日～3月13日の間

10. 納品場所

精華町総務部危機管理室

11. 守秘義務等

業務委託の契約により、知り得た全ての情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後または解除後も同様とする。

12. 再委託の禁止

乙は、本業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

13. その他

乙は、本仕様書に記載のない事項、もしくは懷疑が生じた場合は、速やかに甲と協議の上、決定すること。